

報告第 19 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 12 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、区営住宅建物明渡等請求事件の訴えの提起について、次のとおり専決処分する。

平成 2 8 年 8 月 2 4 日

足立区長 近 藤 弥 生

区営住宅建物明渡等請求事件に係る訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

記

1 相手方

足立区本木在住者法定相続人 3 名

(1) 所在不明者

(2) 世田谷区池尻在住者

(3) 青森県上北郡おいらせ町在住者

2 訴えの要旨

足立区は、名義人死亡（平成 2 0 年 1 2 月 3 1 日）による退去手続きは行われたが、居室内に残置物があるため建物の明渡しが完了していない相手方に対し、次のとおり請求する。

(1) 居室内残置物の処分による建物の明渡し

(2) 平成 2 1 年 3 月 1 日から明渡しの日までの家賃相当額の支払

(3) 訴訟費用の支払

3 訴訟遂行の方針

弁護士に訴訟を委任し、訴訟を遂行する。